

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和2年佐賀県規則第63号		
手続名	漁業関係法令違反による許可等の変更、取消し、効力の停止			根拠条項	第22条第2項		
処分基準	<p>知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる</p> <p>（取消しを行うことがある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業の違反行為を過去3か年以内に5回行った場合 ・停泊処分の合計日数が40日を超えるようになった場合 						
	対応区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	水産課	交付機関	水産課	目次